

関や市町村等関係機関を有機的に機能させる。

具体的には、対応体制の確立、情報の収集及び管理、原因の究明、被害者への保健医療の確保及び提供の調整、被害拡大防止対策、地域住民への情報提供を始めとした広報活動等を行う。特に、高齢者・障害者・乳幼児等の災害時要援護者対策を十分に行う。

健康危機発生時における、保健所、警察署、消防署の役割分担を整理すると、表2のとおりである。

**表2 健康危機発生時における、保健所、警察署、消防署の役割分担**

**表2-1 現地調整所が必要な場合(急性型の急性期で現場あり)の役割分担**

項目	内容	保健所	警察署	消防署	備考
健康危機	脅威の評価	○	◎	○	
	被害情報の集約	○	◎	○	
	原因物質の分析・特定	◎	◎	—	物質により異なる
	治療関連情報の提供	◎	○	○	
	医薬品の備蓄情報の提供	◎	—	—	
	救急医療体制に関する情報提供	◎	○	○	
	住民への情報提供	○	◎	○	市町村からも情報提供
	被害拡大の防止	○	◎	○	
	原因物質の管理	○	◎	○	物質により異なる
	被害者への対応	○	○	◎	主に被害者の搬送
	指揮	○	○	◎	主に現地調整所の指揮

注) ◎:主として対応 ○:協力 —:原則対応なし

(内閣府 NBCテロ対策会議資料を参考に作成)

**表2-2 現地調整所が必要でない場合(急性型の慢性期または慢性型で現場なし)の役割分担**

項目	内容	保健所	警察署	消防署	備考
健康危機	脅威の評価	◎	◎	○	
	被害情報の集約	◎	◎	○	
	原因物質の分析・特定	◎	◎	○	物質により異なる
	治療関連情報の提供	◎	○	○	
	医薬品の備蓄情報の提供	◎	—	—	
	救急医療体制に関する情報提供	◎	○	○	
	住民への情報提供	◎	◎	○	市町村からも情報提供
	被害拡大の防止	◎	○	○	
	原因物質の管理	◎	◎	○	物質により異なる
	被害者への対応	◎	○	○	
	指揮	◎	○	○	

注) ◎:主として対応 ○:協力 —:原則対応なし

(内閣府 NBCテロ対策会議資料を参考に作成)

関係機関から収集する情報は次のとおりである。

情報収集先	情報内容
① 医療機関	患者を診断した医師からの患者情報
② 警察署	警察署が把握した被害状況、検査結果等の情報
③ 消防署	医療機関に搬送した場合の消防署が把握した情報
④ 都道府県事務所 (環境保全関係課等)	健康危機を最も早く把握した場合の情報
⑤ 地域住民、市町村、 学校、教育委員会、 施設、事業所	健康危機の当事者の情報又は最も早く把握した場合の 情報
⑥ 関係保健所	近隣保健所等の情報
⑦ 食品衛生協会支部	食品施設関係情報

また、健康危機発生時の保健所健康危機管理アウトラインを図1（7ページ）、健康危機管理概念図を図2（8ページ）、情報収集・伝達等の連絡体制図を図3（9ページ）に示す。

危機管理（マスコミ対応等）の3原則は、①嘘の報告をせず、事実を隠さない、②責任のがれをしない、③誤解を招くような表現をしない、であり、迅速な対応と情報公開、住民本位の対応も大切である。

### （3）健康危機による被害発生後の健康危機管理対策

健康危機発生直後には、混乱している地域住民の社会生活を健康危機発生前の状況に復旧させるため、保健所は食品及び飲料水の安全確認、被害者の巡回健康相談・健康診断、保健衛生相談窓口の開設、心的外傷後ストレス障害（以下「PTSD」）対策を含めた被害者の心のケアを行う。また、市町村が行う災害時要援護者の健康状況の把握及び必要物資の供給等を支援する。

健康危機が沈静化した時点では、健康危機管理に関する事後評価を行い、監視体制の改善、マニュアルの見直し等の健康危機管理の在り方についての検討を行うとともに、活動記録を作成し、今後の健康危機管理のための重要な教訓とする。

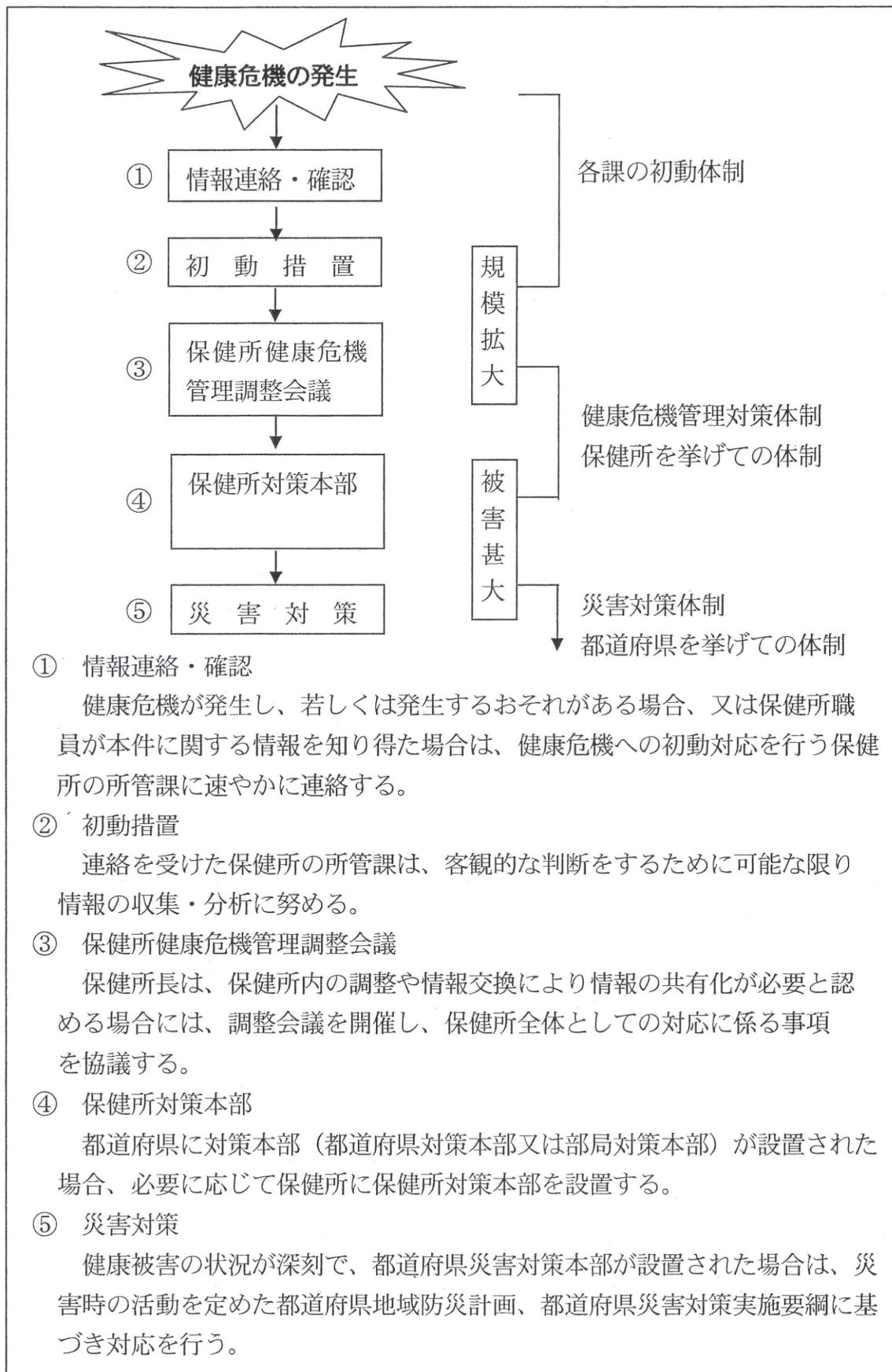


図1 健康危機発生時の保健所健康危機管理アウトライン

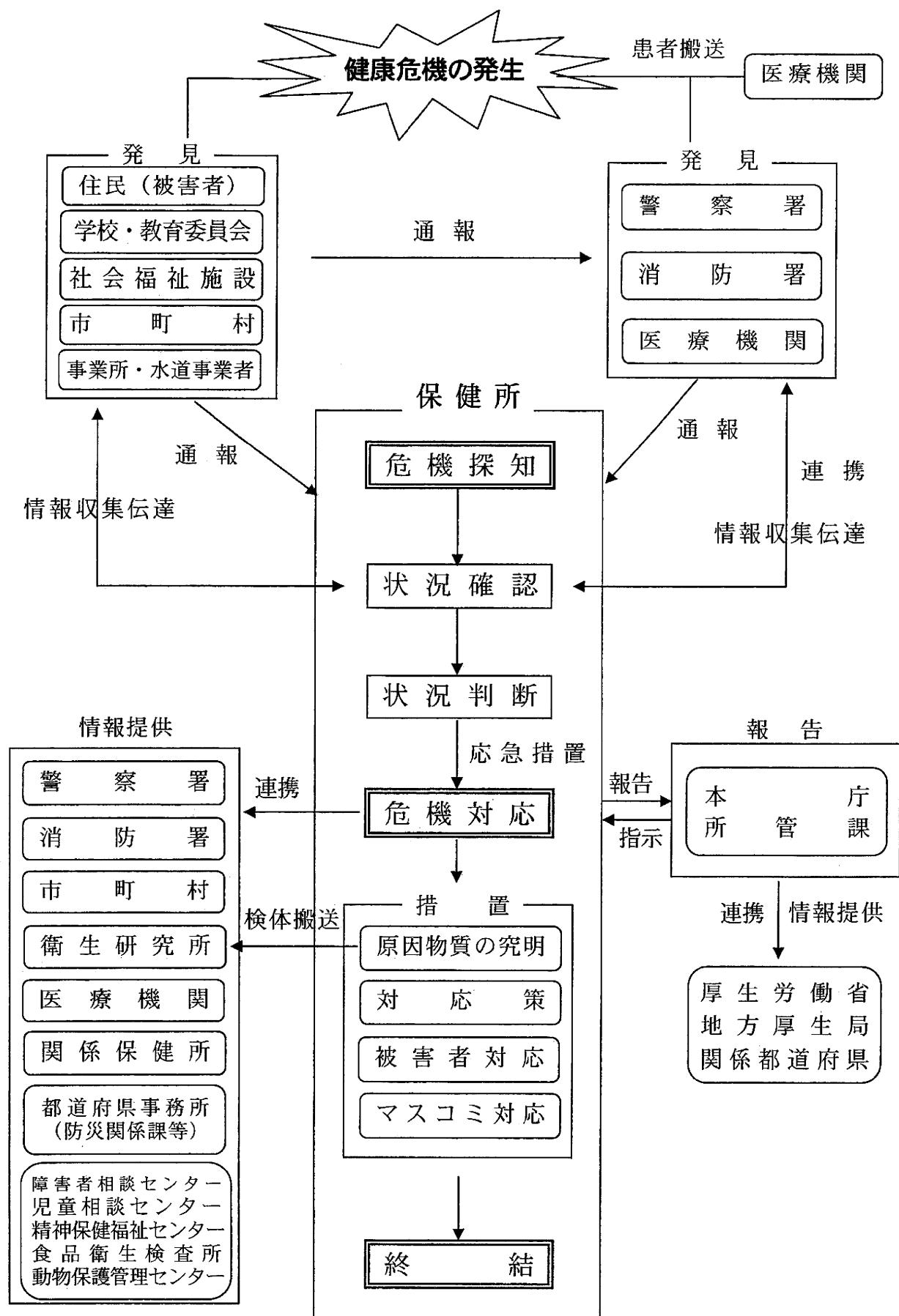


図2 健康危機発生時の健康危機管理概念図

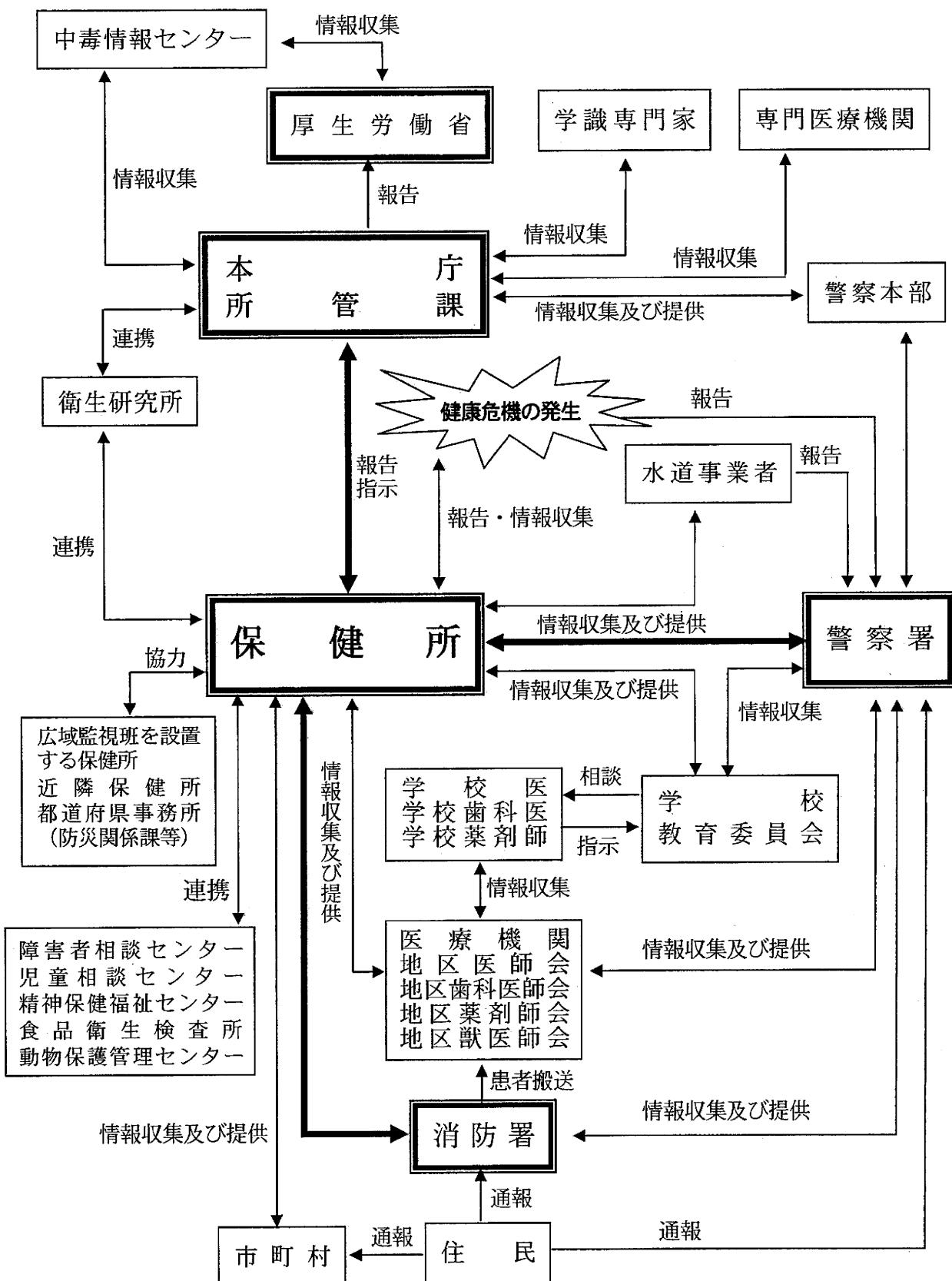


図3 情報収集・伝達等の連絡体制図

## 第2章 各論

### 1 平常時における健康危機管理対策

本来遵守されるべき規則が遵守されていなかったために健康危機が発生した事例や、健康危機管理体制の不備や職員の健康危機に対する意識の欠如から生じたと思われる事例がある。このことからもわかるように健康危機管理の第一歩は、平常時における事前管理であり、監視の徹底を図り健康危機の発生を未然に防止するとともに、保健所職員一人ひとりが常に健康危機管理の意識を持ち続けることである。

しかし、どんなに未然防止対策を講じていても健康危機が発生してしまうこともある。このような場合には、迅速に健康危機を探知し、適切に対応することによって地域住民の健康被害を最小限に抑止する。このため、平常時から健康危機の発生を想定し、健康危機の発生時に適切に対応できる準備をしておく。

#### (1) 法令等に基づく監視指導の強化

健康危機管理に関する法律及び平常時の対応は表3(12ページ)のとおりであるが、平常時の業務についてその趣旨を十分理解し、日頃から万全の対応を図る。また、その実施主体が市町村等であるものについては、保健所はその実施状況を確認する。

#### (2) 地域に特徴的な健康被害発生のおそれの把握とその対応

保健所管内において健康被害が発生する可能性が高い施設や地域の特徴的な健康危機について調査するとともに、その対応について検討する。

地域に特徴的な健康危機が発生する危険性を検討するに当たっては、過去に管内で発生した健康危機の発生頻度、規模、位置、期間等を踏まえて行う。また、健康危機発生時に迅速に対応できるように、健康被害が発生する可能性の高い施設の一覧表を作成し、マップへ明記するなどして把握するとともに、施設に対して監視指導の強化及び健康危機管理教育を実施する。

#### ① 類型別健康被害発生の可能性の高い施設とその対応

類型	施設例	平常時の対応
食中毒	学校や工場の集団給食施設、仕出し屋、弁当屋、食品製造施設及びふぐ処理施設等	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の監視指導の強化</li><li>・施設の従事者への衛生教育</li></ul>
感染症	集団生活施設及び医療機関等	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の従事者への健康危機管理教育</li><li>・医療機関等の監視指導の強化</li></ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集及び情報の提供</li> </ul>
飲 料 水	水道事業者、専用水道設置者及び飲用井戸の使用者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設及び水源のマップへの明記</li> <li>・飲用井戸使用者の把握に努め、定期的水質検査の指導</li> </ul>
毒物劇物	シアノ化合物・砒素・アジ化ナトリウム取扱施設、毒物劇物製造工場及び毒物劇物大規模保管施設(タンク)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造工場、めっき工場等のマップへの明記</li> <li>・施設の監視指導及び従事者への健康危機管理教育</li> </ul>
自然災害	洪水、津波、地滑り等が原因で健康被害が発生する危険がある地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な箇所、避難経路、避難所の把握</li> <li>・二次災害の予測</li> </ul>
そ の 他	石油化学コンビナート、有害化学物質製造工場、花火工場、空港、港湾、廃棄物処理施設、と畜場、食鳥処理場、化製場、動物園、河川及び湖沼等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険性の高い施設のマップへの明記</li> </ul>

## ② マップ又は一覧表等を必要とする施設

- |   |   |
|---|---|
| ア | 水道施設及びその水源  |
| イ | 毒物劇物製造工場、大規模毒物劇物保管施設                                    |
| ウ | シアノ化合物、砒素、アジ化ナトリウム取扱施設<br>(シアノ化合物を使用するめっき工場、金属熱処理施設を含む) |
| エ | 集団給食施設、食品製造施設、ふぐ処理施設                                    |
| オ | 集団生活施設  |
| カ | 避難所   |
| キ | その他健康被害の危険性が高い地域の特徴的な施設                                 |

**表3 健康危機管理に関する法律と平常時の対応**

類型	法律名	平常時の対応	
		保健所の業務	市町村の業務
①食中毒対策	○食品衛生法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等の営業許可</li> <li>・食品衛生監視員による大規模給食施設等の監視・指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等給食衛生管理</li> </ul>
②感染症対策	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防計画の推進</li> <li>・感染症発生動向調査</li> <li>・患者への医療提供の体制づくり</li> <li>・感染症のまん延を防止する体制づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症発生予防及びまん延防止のための消毒</li> <li>・感染症媒介昆虫等の駆除</li> </ul>
	(結核関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触者健康診断</li> <li>・結核の発生動向調査</li> <li>・患者管理検診及び家庭訪問指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期の健康診断</li> </ul>
	○予防接種法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種計画の指示と把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期の予防接種</li> </ul>
③獣医衛生対策	○狂犬病予防法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬等の狂犬病の発生時の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の登録</li> <li>・狂犬病予防注射</li> </ul>
	○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食鳥処理の事業の許可</li> <li>・食鳥の検査</li> </ul>	
	○化製場等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化製場等の設置の許可</li> <li>・環境衛生監視員による化製場等の監視・指導</li> </ul>	
④生活衛生対策	○理容師法 ○美容師法 ○クリーニング業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容所、美容所及びクリーニング所の確認</li> <li>・環境衛生監視員による監視・指導</li> </ul>	
	○興行場法 ○旅館業法 ○公衆浴場法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場、旅館、公衆浴場の営業許可</li> <li>・環境衛生監視員による監視・指導</li> </ul>	
	○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境衛生監視員による監視・指導</li> <li>・家庭用品の検査</li> </ul>	

類型	法律名	平常時の対応	
		保健所の業務	市町村の業務
④生活衛生対策	○建築物における衛生的環境の確保に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定建築物の届出</li> <li>・建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録</li> <li>・環境衛生監視員による特定建築物及び登録事業所の監視・指導</li> </ul>	
	○墓地、埋葬等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地、火葬場、納骨堂の許可</li> <li>・環境衛生監視員による監視・指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋葬、火葬、改葬の許可</li> </ul>
⑤水道対策	○水道法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業者の監視・指導</li> <li>・水質状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業者としての水質検査</li> <li>・水道の計画的整備</li> </ul>
⑥医療対策	○医療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療監視員による院内感染対策等の監視・指導</li> <li>・救急医療体制の確保</li> </ul>	
⑦薬務対策	○薬事法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品製造業・薬局等の許認可</li> <li>・薬事監視員による薬事監視・指導</li> </ul>	
	○毒物及び劇物取締法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毒物劇物製造・輸入・販売業の登録</li> <li>・毒物劇物監視員による毒物劇物営業者等の監視・指導</li> </ul>	
	○麻薬及び向精神薬取締法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻薬使用者等の免許</li> <li>・麻薬業務所、向精神薬営業所の監視・指導</li> </ul>	
⑧災害弱者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域保健法</li> <li>○児童福祉法</li> <li>○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</li> <li>○母子保健法</li> <li>○老人福祉法</li> <li>○介護保険法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村との連携</li> <li>・各種保健情報等の把握、確認市町村への情報提供</li> <li>・健康相談、健康診査、保健指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の所在把握・管理</li> <li>・災害時要援護者に対する情報提供体制の整備</li> <li>・避難所となる予定の施設における対策</li> <li>・保健活動の実施</li> </ul>

### （3）健康危機管理体制の整備

健康危機の発生を迅速に探知し対応するため、健康危機の発生に関する情報を迅速に収集できる体制を平常時から構築し、健康危機の発生時の対応能力を高めておく。

#### ① 保健所内健康危機管理体制づくり

- ア 保健所健康危機管理調整会議の設置
- イ 保健所健康危機管理体制図の作成  
(管理責任者は保健所長とすること)
- ウ 休日、夜間等の緊急連絡先一覧表の作成
- エ 保健所内の役割分担の決定

#### ② 関係機関との連携システムの整備

健康危機発生時の情報収集から各種対策の実施にいたるすべての段階で、関係機関との円滑な連携を確保するとともに、関係機関との連絡会議を開催し、健康危機発生時の連絡体制、役割分担を予め定めておく。これらに加えて、地域で対応が必要な健康危機に関する特定の課題について具体的に意見交換することも考える。感染症などの専門家の参加を得て、危機管理についての助言をいただくことも有用である。平時においても、少なくとも毎年一回、人事異動を考慮し年度当初に開催することが望まれる。

健康危機管理に係る保健所と警察署及び消防署との連携については、事前に本庁衛生主管部局が、警察本部及び本庁消防主管部局と協議を行い、具体的な事項ごとに連携の窓口を決定し、さらに、各窓口との間に協議を行うことにより、具体的な連携の在り方を決定しておくことが望ましい。

現場において、健康危機情報は、保健所、警察署、消防署等の間で、偏在していることが多い。例えば、食中毒及び感染症に関しては、関係法令に基づいて、医師等から保健所に患者の発生を報告する規定が設けられているので、保健所が多くの情報を保有しているのが通常である。また、災害時における医療機関の被害者を受入れる体制等の情報も保健所が把握していることが多い。他方、その他の健康危機情報については、医療機関、消防署及び警察署に健康被害発生の第一報が入るのが通常であるため、それらの機関が情報を保有していることが多い。市町村が住民からの苦情や災害被害情報を把握していることもある。これらの偏在している情報を、各機関が相互に提供しあえば、各機関の活動が促進され、何よりもその情報に基づき対応すべき機関がその情報を適時に入手できなかったことにより、取返しのつかない事態になることや、危機への対応に予想外の時間を要することを防止できる可能性がある。

連携体制の構築に当たっては、窓口等について協議する中で、提供できる情報について話し合い、少しでも多くの情報を交換できるように努力することが重要である。各地域において独自に工夫し、迅速かつ的確に情報を交換できるよう各機関の相互の信頼関係を醸成することが望まれる。関係機関名及びその緊急電話番号、メールアドレス、FAX番号などについて、保健所が一覧を作成し、共有することも有用である。また、健康危機管理に関する訓練・演習については、保健所内部における連絡訓練やPPE着脱訓練等に加えて、少なくとも数年に一回は地域の関係機関が一同に参加して、地域での発生が予測される健康危機について訓練を実施することが望ましい。

#### ア 連携体制別連携機関等一覧

主な連絡・連携体制	連携を必要とする機関等
(ア) 情報の収集及び連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署、消防署</li> <li>・市町村（教育委員会、学校を含む。）</li> <li>・医療機関、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、地区獣医師会</li> </ul>
(イ) 原因究明のための連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署、消防署</li> <li>・衛生研究所、大学及び国等の研究所</li> <li>・(財)日本中毒情報センター</li> </ul>
(ウ) 医療の確保に関する連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会</li> <li>・製薬会社、医薬品卸売業者、薬局、消防署</li> </ul>
(エ) 災害時要援護者対策に関する連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、地区医師会、地区歯科医師会、</li> <li>・製薬会社、医薬品卸売業者、薬局、社会福祉施設、市町村（教育委員会、学校を含む。）</li> <li>・社会福祉協議会、警察署、消防署</li> </ul>
(オ) 有害化学物質製造工場等での事故発生時の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準監督署、本庁関係部門（産業労働部、環境部等）</li> <li>・都道府県事務所（環境保全関係課）</li> <li>・当該工場等の関連民間企業</li> </ul>
(カ) 広報体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁所管課</li> <li>・警察署、消防署、市町村</li> </ul>
(キ) 情報整理、実施体制の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣保健所及び広域監視班を設置する保健所（以下「広域保健所」）</li> </ul>

#### イ 連携先機関別役割分担例

連携先	役割
(ア) 本庁所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時からの連絡体制の明確化</li> <li>・警察本部及び本庁消防主管部局との連絡調整</li> <li>・応援及び専門家の派遣</li> <li>・その他、関係機関等との連絡調整</li> </ul>

(イ) 医療機関、地区医師会、地区歯科医師会及び薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療確保のための調整</li> <li>・健康被害及び受入れ態勢等の情報交換</li> <li>・治療及び検査結果等の情報提供</li> <li>・医療救護班設置時の医師等の派遣</li> </ul>
(ウ) 警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・把握した情報（事件・事故の概要、健康被害状況、検査結果等）の交換</li> <li>・原因究明のための検査</li> <li>・犯罪が疑われる場合の捜査</li> <li>・交通立ち入り規制及び住民避難への協力</li> </ul>
(エ) 消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・把握した情報（事件・事故の概要、健康被害状況、検査結果等）の交換</li> <li>・被害者搬送、救急措置、トリアージ</li> <li>・医療救護班設置時の協力</li> </ul>
(オ) 衛生研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の検査機能で対応できない検査、分析及び疑義のある場合のクロスチェック</li> <li>・原因物質等における専門的情報の収集、提供</li> </ul>
(カ) 大学及び国等の研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県レベルで対応できない検査、分析</li> <li>・原因物質等における専門的情報の収集、提供</li> <li>・専門家の派遣による危機管理についての助言</li> </ul>
(キ) 市町村（教育委員会含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に最も身近な情報源としての情報収集、相談対応</li> <li>・地域住民への広報、情報提供</li> <li>・健康被害が学校で発生した場合の情報収集及び調査協力</li> <li>・高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者対策</li> <li>・避難場所の設置</li> <li>・予防接種の実施</li> <li>・有害な廃棄物の処理</li> <li>・公立学校における学級閉鎖や学校給食などに関する措置</li> </ul>
(ク) 都道府県の出先事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域行政圏内での関係機関との連絡調整</li> <li>・都道府県事務所管内での地方機関相互の応援協力体制の調整</li> <li>・環境保全に関する業務</li> <li>・家畜保健衛生所における人畜共通感染症への対応</li> </ul>

#### ウ 健康危機管理連絡調整会議の参加機関例

必ず参加することが望まれる関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所</li> <li>・地区医師会</li> <li>・中核医療機関</li> </ul>
-------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署</li> <li>・警察署</li> <li>・管内市町村(保健センター等衛生担当)</li> </ul>
地域の事情や課題などによって参加が考慮される関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県(保健所設置市)の関係機関 (本庁関係部門、関係保健所、衛生研究所、精神保健福祉センター、家畜保健衛生所、その他の出先機関等)</li> <li>・管内市町村(災害担当、教育委員会、学校 等)</li> <li>・地域の関係団体 (歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、食品衛生協会、生活衛生関係団体、福祉関係機関 等)</li> <li>・地域の事業者(水道関係事業者、大規模化学工場、大規模養鶏場 等)</li> <li>・学識経験者</li> </ul>

地域における健康危機管理な関与する機関は、主として公的機関であるが、これ以外にも地域における住民団体、消費者団体、NPO、事業者、業界団体および一般的の住民・消費者が、平時の啓発普及、未然防止、健康危機発生時の早期把握、被害者の支援などに一定の役割を果たすことがある。したがって、保健所は余力がある場合には、食品安全、医療安全、感染症、災害など様々な分野におけるこれらの関係者と連携、協力して健康危機管理活動を進めることが望まれる。

### ③ 人材の育成

地域における健康危機管理体制の充実を図るために、職員の研修等により人材を育成する。

日ごろから、人材育成に当たっては、原因究明の際に用いる疫学的な分析・調査、緊急時における対応等に関する職員研修及び健康危機事例に関する調査研究・情報収集等を積極的に行い、職員の資質の向上を図る。

なお、職員研修は、都道府県、国及び研究機関等が実施する健康危機管理に関する研修等に積極的に参加するとともに、保健所においても自ら計画的に実施する。

### ④ 情報通信手段等の確保

健康危機発生時に迅速かつ正確な情報収集及び情報伝達するため、携帯電話等の通信手段やインターネットを活用でき電話に接続できる専用のパソコン等を整備する。

### ⑤ 試験検査体制と検査機器等の整備

保健所または衛生研究所においては、地域で発生する健康被害に対し迅速な対応を行うために必要な検査機器等（簡易検査機器を含む。）を整備する。

## ⑥ 医薬品等の備蓄体制の整備

地域における健康危機が発生する可能性を考慮し、その特性に応じて、解毒剤や中和剤等の医薬品等を備蓄する。備蓄場所としては、その物質を使用する施設で確保させるか、保健所、医薬品卸協同組合、災害拠点病院等とする。

蛇毒血清及びガス壊疽抗毒素の備蓄場所及び都道府県における毒物劇物の解毒剤取扱業者を健康被害発生時に医療機関等に対して情報提供する。

## (4) 知見の集積

様々な健康危機事例の原因とその対策について熟知し、健康危機に際しても落ち着いて適切に対応する力量を身につける。そのため、次に示すように①健康危機管理に必要な情報の整理、②専門的知識の習得、③健康危機に関する調査研究、④模擬的訓練の実施等に努め、保健所の対応能力を高めておく。

項目	具体的内容
① 健康危機管理に必要な情報の整理	<ul style="list-style-type: none"><li>・希少医薬品等を保有する医療機関等リスト</li><li>・専門家リスト</li><li>・(財)日本中毒情報センターの情報リスト</li></ul>
② 専門的知識の習得	<ul style="list-style-type: none"><li>・微生物、化学物質等による症状、疫学、治療法等に関する知識の習得</li><li>・各種ネットワークや研修に参画</li></ul>
③ 健康危機に関連する調査研究	<ul style="list-style-type: none"><li>・二次医療圏において、地域の特性に応じた情報収集・提供体制の強化</li><li>・地域住民に対する普及啓発事業の先駆的、モデル的な事業</li><li>・医療の提供又は被害者の保護等における医療機関等との連携に関する事業</li></ul>
④ 模擬的訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・所管区域外で発生した健康危機事例の模擬訓練、図上演習</li></ul>

## 2 健康危機発生時における健康危機管理対策

健康危機が発生した場合には、保健所は、図1「健康危機発生時の保健所健康危機管理アウトライン」(7ページ)に沿って、対応体制の確定、正確な情報の収集、原因の究明、医療の確保等、その段階に応じて迅速かつ適切に対応し、地域住民の健康被害の拡大を防止する。

なお、保健所は、地域において発生した健康危機に対して主体となって、地域の医療機関や市町村等を有機的に機能させる。

## (1) 初期情報連絡・確認体制

健康危機が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民、消防署、警察署及び関係市町村等から通報を受けることが予想される。

通報を受けた職員は、初期の段階で正確な情報を様式1の通報受付票（36ページ）及び様式2の有症者健康被害状況票（37ページ）に沿って収集し、後述の②の初期段階の情報連絡体制に基づき対応する。通報受付票（様式1）は、通報を初めて受けた時にメモとして使用するシートである。簡単に記載し、所属長や本庁への第一報として使用する。有症者健康被害状況票（様式2）は、通報を受けた後、初動調査で使用するシートである。必要最低限の基本的な医学情報、個人情報の収集を目的としたもので、原因究明に活用する。なお、健康危機の種類が明確になった場合には、各所属の個別の様式に移行することとなる。

### ① 健康危機発生情報の把握、連絡

健康危機に関する通報の連絡を受けた保健所職員は、通報受付票（様式1）等を用いて次の情報等を正確に把握する。

- ア 連絡を受けた時間
- イ 通報者（機関名、職・氏名及び連絡先等）
- ウ 被害の状況（散発・集団、劇症型・急性型・慢性型）
- エ 発生日時
- オ 発生場所（住所、施設名）
- カ 有症者の状況（団体名、有症者数、入院者数、死亡者数、主な症状等）
- キ 交通状況（付近の道路混雑状況、鉄道の運行状況等）
- ク 気象状況（現場の天気、風向き等）
- ケ 河川等の状況（河川、湖沼等）
- コ その他特記事項

### ② 初期段階の情報連絡体制

健康危機管理にあたっては、組織的な対応が必要なため、健康危機に関する通報を受けた保健所職員は、自分で状況を判断して抱え込まずに、どのようなことでもグループ班長、担当課長に報告する。

連絡及び報告は、必ず口頭及び書面の両方で行い、電話で連絡した場合は確認のためにメール又はFAXの送信を行う。

#### ア 勤務時間内の対応（図4 21ページ 参照）

連絡対応の流れ	初期段階での情報連絡体制
（ア）情報の入手	・地域住民、消防署、警察署、市町村、医療機関等からの情報を入手する。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報を入手した保健所職員は、必要な基本情報を通報受付票（様式1）等に記載する。</li> </ul>
(イ) 上司への報告及び所内連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>入手した情報を直ちに上司（グループ班長、担当課長）に報告する。</li> <li>グループ班長又は担当課長は、所管課が異なる場合には所管課長へ報告し、所管課が決定し難い場合には、調整会議の庶務を担当する課（以下「調整会議事務局」）に報告する。</li> <li>所管課長又は調整会議事務局は、速やかに保健所長に報告し、必要な健康危機管理体制の指示を仰ぐ。</li> </ul>
(ウ) 本庁等への報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所長は、できるだけ速やかに第1報を本庁所管課に通報受付票（様式1）等を利用して報告する。</li> <li>保健所長は、保健所内の人員では対応が難しいと判断した場合、広域保健所又は本庁所管課に応援を求める。</li> </ul>
(エ) 健康危機管理調整会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所長は、所内の調整や情報の共有化が必要な場合は調整会議を開催する。</li> <li>調整会議では、収集した情報を分析、検討し、初動体制の整備、初動活動の役割分担を決定するとともに、必要な対策を検討する。</li> </ul>

#### イ 勤務時間外（休日、夜間）の対応（図5 22ページ 参照）

連絡対応の流れ	初期段階での情報連絡体制
(ア) 情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の当直者が通報を受ける。</li> <li>通報を受けた当直者は、通報者に担当から連絡する旨を伝える。</li> <li>担当職員は、通報者に連絡をとり、必要な基本情報を通報受付票（様式1）等に記載し、直ちに、所管課のグループ班長又は課長へ連絡する。所管課が決定し難い場合は、調整会議事務局へ連絡する。</li> </ul>
(イ) 所内連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管課長又は調整会議事務局は、速やかに保健所長に報告し、必要な健康危機管理体制の指示を仰ぐ。</li> </ul>
(ウ) 職員の招集及び本庁等への報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所長の指示に基づき、所管課長又は調整会議事務局は、必要な職員を選定して招集する。</li> <li>保健所長は、できるだけ速やかに第1報を本庁所管課に通報受付票（様式1）等を利用して報告する。</li> <li>保健所長は、所内の人員では対応が難しいと判断した場合、広域保健所又は本庁所管課に応援を求める。</li> </ul>
(エ) 健康危機管理調整会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所長は、所内の調整や情報の共有化が必要な場合は、調整会議を開催する。</li> <li>調整会議では、収集した情報を分析、検討し、初動体制の整備、初動活動の役割分担を決定するとともに、必要な対策を検討する。</li> </ul>

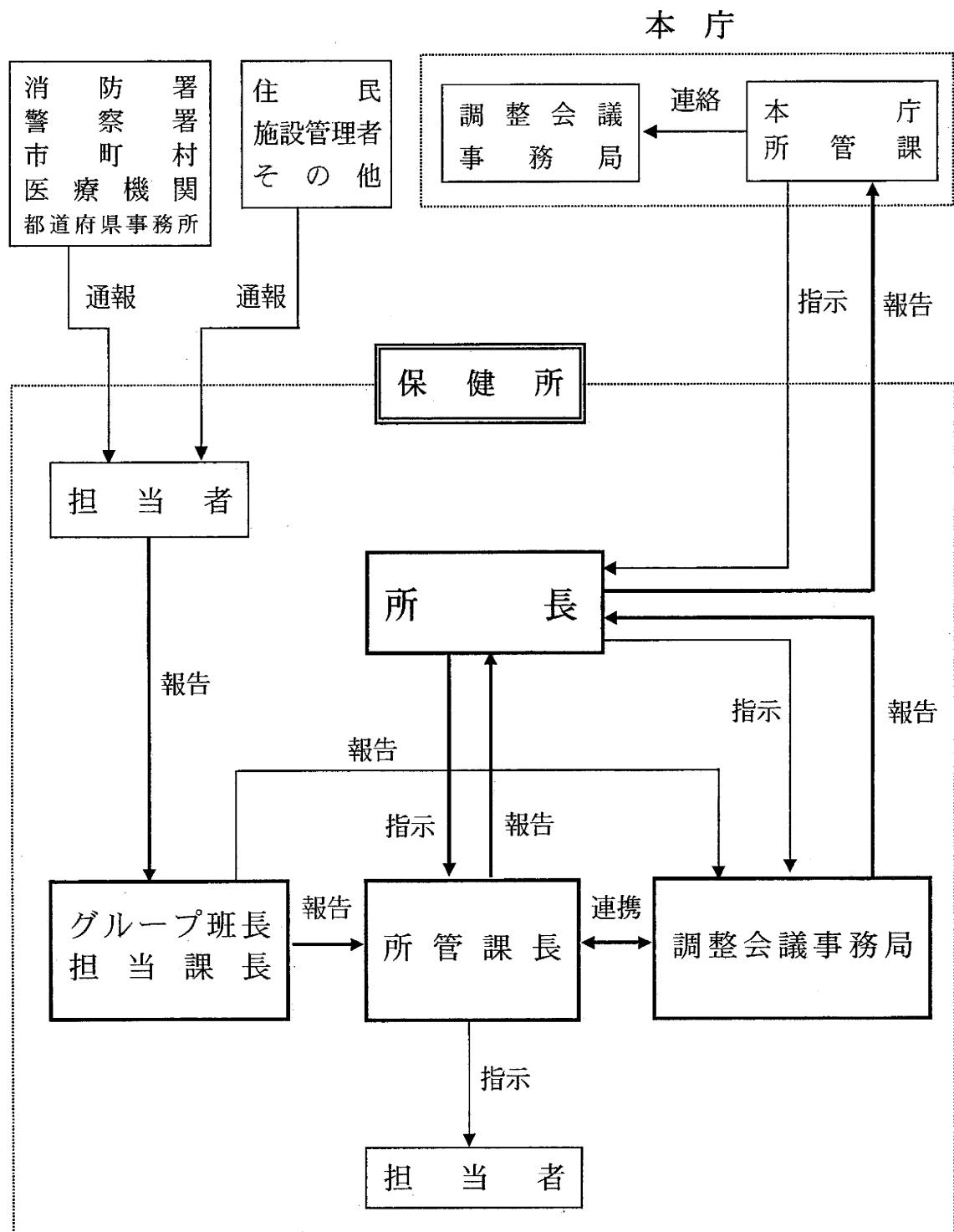


図4 勤務時間内における健康危機発生時の保健所内連絡体制  
(感染症及び食中毒事例以外)

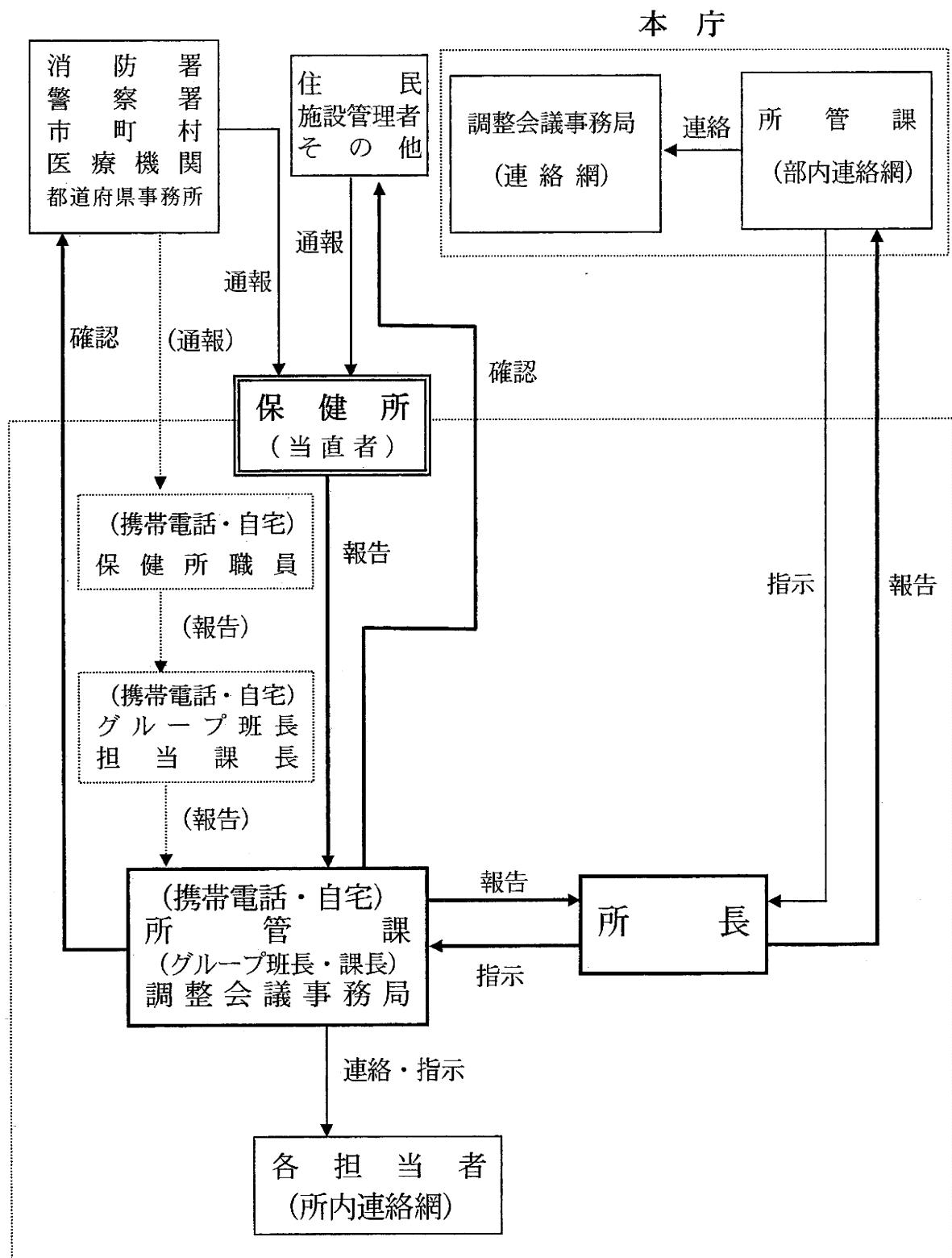


図5 勤務時間外における健康危機発生時の保健所内連絡体制  
(感染症及び食中毒事例以外)

## (2) 初動措置

健康危機が発生した場合は、直ちに初動時の措置を行う。なお、個別のマニュアルがある場合はそのマニュアルに従う。

保健所長は、健康危機管理体制が必要であると判断した場合、調整会議を開催するとともに、指揮命令をトップダウン方式で行う。

また、保健所内の人員では対応が難しい場合は、広域保健所や本庁所管課に応援を要請する。

### ① 初動措置の主な内容

#### ア 健康被害等の状況把握

基本情報を受けた保健所の所管課は、関係機関と連絡体制を確保し、健康危機に関する情報の収集、整理及び解析を行う。

#### イ 概要の報告

概要を把握したら、隨時、本庁所管課、警察署及び消防署、さらに医療救護活動を要する場合は関係医師会、医療機関並びにその他関係する機関へ速やかに報告し、連携を図る。

#### ウ 当面の対応策の検討、策定

次の事項について、当面の対策を決定する。

##### (ア) 情報の収集及び管理

- ・被害情報、医療機関情報、治療情報、検査情報等

##### (イ) 原因究明のための調査活動

- ・現地調査、検体採取、検査体制等

##### (ウ) 保健医療の確保

- ・医療機関の確保、患者等搬送体制の確立、医療救護班派遣の調整等

##### (エ) 被害拡大防止及び広報活動

- ・地域住民、関係機関への的確な情報提供、被害拡大防止対策等

#### エ 収集した情報、対応の記録

収集した情報等については、必ず、経時的に5W1Hを基本とし記録する。記録は情報収集班が専属で実施し、会議等ではホワイトボード等に記載して情報の共有化を図る。なお、初期段階の情報は、断片的で細かいことでも記載しておく。

#### オ 現地への職員の派遣

##### (ア) 派遣は、上司の指示による。

##### (イ) 派遣が必要な場合は、情報収集、情報確認、原因究明、関係機関との調整等、派遣の目的を明確にする。

##### (ウ) 派遣される職員は、事故防止に十分注意し、現地各機関と連絡調整の上、十分な調査を行う。

#### カ 休日・夜間の対応

既存の緊急時連絡網により、関係職員を招集する。

② 健康危機発生時における基本的な役割分担（一般的な例示）

班名	班長	グループ名	主な役割	
統括	保健所長			
総務班	次長	総務・企画 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の企画立案</li> <li>・人員の確保、対応（応援を含む。）</li> <li>・職員の現地派遣に伴う調整、庶務的事項</li> <li>・他機関との連絡調整</li> <li>・本庁への報告連絡</li> <li>・活動記録の管理</li> </ul>	
医療調整班			<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、地区医師会、地区歯科医師会との連絡調整</li> <li>・救急医療（助産所を含む。）の確保</li> </ul>	
広報班			<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報資料の作成、提供</li> <li>・報道機関等との連絡調整</li> <li>・インターネット等での情報発信</li> <li>・広報、取材対応、本庁との連絡調整</li> </ul>	
情報収集班	担当課長	環境衛生 グループ 食品衛生 グループ 健康推進 グループ 保健対策 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁、関係機関等からの情報の受付、分析、整理</li> <li>・報道機関等からの情報収集</li> <li>・インターネットによる情報収集</li> <li>・専門家、大学等の研究機関、（財）日本中毒情報センター等からの情報収集、分析</li> </ul>	
現地調査班			<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因究明に係る検体等の採集</li> <li>・現地での関係者からの聞き取り調査</li> <li>・現地での関係機関との調整、情報収集</li> <li>・現地での応急措置等の協力</li> </ul>	
患者調査班			<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関における被害者の臨床症状の情報収集</li> <li>・患者からの聞き取り調査、患者一覧の作成</li> <li>・治療に関する情報提供</li> <li>・患者受け入れ態勢の調整</li> </ul>	
試験検査班	担当課長	試験検査 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因究明に係る調査、分析</li> <li>・検査の実施</li> </ul>	
健康管理班	担当課長	健康推進 グループ 保健対策 グループ 環境衛生 グループ 食品衛生 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の健康管理</li> <li>・避難所の衛生管理</li> <li>・被災者の心のケア（P T S D 対策を含む）</li> <li>・巡回健康相談の実施</li> <li>・住民からの電話等による保健衛生相談の実施</li> </ul>	